

7 人材確保等支援助成金

(5) 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

雇用保険法（昭和49年法律第116号。）第62条第1項第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。）第115条第1項第15号及び第118条に基づく人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））（以下「助成金」という。）の支給については、第1共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0303b 支給の条件（用途変更の禁止）
0101 趣旨	0304b 支給額
0102 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））の種類	0305b 支給対象費用の算定
0200 定義	0300c 支給要件・支給額（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成））
0201 建設労働者	0301c 支給対象者
0202 建設事業主	0302c 助成の対象となる認定訓練
0203 中小建設事業主	0303c 助成の対象となる訓練施設及び訓練設備
0204 認定訓練	0304c 用途変更の禁止の条件
0205 毎月決まって支払われる賃金	0305c 支給額
0300 支給要件・支給額	0306c 支給対象費用の範囲等
0300a 支給要件・支給額（共通）	0300d 支給要件・支給額（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（賃金向上助成））
0301a 支給対象事業主等	0301d 支給対象者
0302a 支給対象とならない者	0302d 支給額
0303a 消費税相当額の取扱い	0300e 支給要件・支給額（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県））
0300b 支給要件・支給額（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））	0301e 支給対象者
0301b 支給対象者	0302e 支給対象となる事業
0302b 支給対象となる事業	0303e 支給の条件（用途変更の禁止）
	0304e 支給額
	0305e 支給対象費用の算定

0400 計画届の提出	
0401 計画届の提出	
0402 計画届の受理等	
0403 確認事項	
0404 計画届の変更	
0500 支給申請書の提出	
0501 支給申請書の提出	
0502 支給申請書の受理及び審査	
0600 支給要件の確認	
0601 支給要件の確認（共通）	
0602 支給要件の確認（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））	
0603 支給要件の確認（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成））	
0604 支給要件の確認（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（賃金向上助成）	
0605 支給要件の確認（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県））	
0700 支給決定	
0701 支給決定	
0800 雑則	
0801 財源区分	
0900 附則	
0901 施行期日	
0902 経過措置	

0100 趣旨

0101 趣旨

本助成金は、建設業における労働者の労働環境の改善及び技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上に資するため、中小建設事業主及び職業訓練法人に対し、建設労働者の労働環境の整備や、技能の向上を図る場を提供するために必要な助成を行うものである。

0102 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））の種類

コースの種類は次のとおりとする。

- イ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）
- ロ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成）
- ハ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（賃金向上助成）
- ニ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県）

0200 定義

0201 建設労働者

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する建設事業に従事する労働者をいう。

また、建設事業の範囲は、日本標準産業分類（総務省令和 5 年 6 月改訂）及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項の定めるところにより、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

0202 建設事業主

建設労働者を雇用して建設事業を行う者であって、雇用保険に加入している次のイ又はロに該当するものであって、法第 5 条第 1 項に定める雇用管理責任者を選任しているものをいう。

- イ 「建設の事業」としての雇用保険料率の適用がされている建設事業主（以下「A の建設事業主」という。）
- ロ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事から建設業の許可を受けて建設業を営む者のうち、「一般の事業」又は「農林水産清酒製造の事業」としての雇用保険料率が適用されている建設事業主（以下「B の建設事業主」という。）

0203 中小建設事業主

上記 0202 に該当する建設事業主のうち、第 1 共通要領 0202 に規定する中小企業事業主であるものをいう。

0204 認定訓練

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 24 条第 1 項の認定に係る職業訓練又は同法第 27 条の 2 第 2 項において準用する同法第 24 条第 1 項の認定に係る指導員訓練をいう。

0205 毎月決まって支払われる賃金

基本給及び諸手当をいう（労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているものに限る。）。諸手当に含むか否かについては以下による。

- (イ) 諸手当に含むもの

労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役

職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

(ロ) 諸手当に含まないもの

a 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）

b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当等）

(ハ) 上記 (イ)、(ロ) 以外の手当については、手当での名称に関わらず実態により判断するものとする。ただし、上記 (イ) に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記 (ロ) に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。

a 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律支給する家族手当

b 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に支給する通勤手当

c 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当

0300 支給要件・支給額

0300a 支給要件・支給額（共通）

0301a 支給対象事業主等

本助成金は、次に定める建設事業主等であって、コースの種類ごとに定める要件に該当するものに対して、支給する。なお、0302a の一人親方及び同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者は、支給対象としない。また、建設事業主について、助成金の支給は、原則、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

イ 中小建設事業主

ロ 能開法第 31 条に規定する職業訓練法人

0302a 支給対象とならない者

次のいずれかに該当するものは本助成金の支給対象とはならない。

イ 一人親方

建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる一人親方は、法第 2 条第 5 項に規定する事業主に該当しないので、本助成金の支給の対象とはならないこと。

ロ 同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者

労働基準法において、事業主と生計を一にする同居の親族（世帯を同じくして常時生活を共にしている民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条にいう六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族をいう。以下同じ。）は、形式上労働者として就労し賃金を受けていても、実質的には事業主と利益を一にしており、事業主と同一の地位にあるものと認められることから、原則として労働者として扱わないこととしている。したがって、同居の親族のみを使用して建設事業を行っている者は、法第 2 条第 5 項に規定する事業主には該当しないので、本助成金の支給の対象とはならないこと。

0303a 消費税相当額の取扱い

消費税相当額についても支給対象経費に含めるものとする。

0300b 支給要件・支給額（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））

0301b 支給対象者

本助成金は、Aの中小建設事業主であって、0302bに規定する対象事業の実施に関する計画を策定し、同計画に従って対象事業を実施する当該建設工事現場に係る元方の中小建設事業主（以下「中小元方建設事業主」という）に対して支給する。

0302b 支給対象となる事業

イ 事業内容

中小元方建設事業主が施工管理を行う工事現場で作業等を行う女性の建設労働者専用の作業員施設（便所、更衣室、シャワー室、浴室）の賃借

ロ 上記事業に係る用語の意義

(イ) 作業員施設

作業員施設とは、建設労働者に使用させるための次の表3の左欄に掲げる施設であって、いずれの作業員施設も建設工事が行われる場所に設置され、安全上、防火上及び衛生上適当と認められ、かつ、同表の左欄に掲げる作業員施設に応じ、同表右欄に掲げる基準に該当するものであること。

表 1

作業員施設	基準
更衣室	イ ロッカーを設けること。 ロ 床は、土のままとせず板張り、コンクリート等の構造とすること。 ハ 床面積が8㎡以上であること。 ニ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、かつドアに施錠機能があること。
浴室	イ 清浄な水又は上がり湯を備えること。 ロ 脱衣場を設けること。 ハ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、かつドアに施錠機能があること。
便所	イ 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。 ロ 流出する清浄な水によって手を洗う設備を設けること。 ハ 鏡付き化粧台、荷物置きを設けること。 ニ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、かつドアに施錠機能があること。
シャワー室	イ シャワーヘッドごとに仕切りを設けること。 ロ 脱衣場を設けること。

ハ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、かつ ドアに施錠機能があること。
--

(ロ) 賃借

賃借とは、賃借人が他人の所有する作業員施設を賃借料を支払って借り受ける場合をいうこと。

(ハ) 床面積

床面積とは、原則として壁心より計算した面積をいうこと。その計算による面積の算定が困難な場合は、カタログに記載されている外寸による床面積としても差し支えないこと。また、延べ床面積とは各階の床面積の合計をいうこと。なお、算定した結果、床面積に1㎡未満の端数が生じたときは、小数点2位以下を切り捨てた数値をもって床面積とすること。

ハ 助成対象とはならない作業員施設

作業員施設が、次に掲げる者の所有に属する場合は、助成の対象とはならないものであること。

(イ) 賃借人の配偶者又は一親等の血族及び姻族の所有するもの

(ロ) 法人が賃借する場合、その法人の役員の所有するもの

(ハ) 同一の作業員施設に複数の事業主が契約締結するもの

(ニ) 公共工事（国、都道府県、市区町村（国等）が発注する建設工事のほか、民間事業者が建設工事を行うに当たって国等が購入や賃借を予定しているもの。以下同じ。）において利用されるもの。ただし、公共事業において設置される作業員施設とは別に、より快適で清潔な環境で仕事ができるための作業員施設について、建設事業主が賃借する場合はこの限りでない。

ニ 作業員施設の設置基準

建築基準法に規定する基準に適合するもので、次の要件を満たすものであること。

なお、軽量鉄骨造ユニット工法による作業員施設（プレハブ建築による作業員施設を含む）は基準に適合するものとする。

(イ) 建設工事が行われる場所に設けられ、移動が可能であること。

なお、事業主等の店社及び団体店社の同一敷地に設けられた作業員施設は、助成の対象とはならないこと。

ホ 作業員施設に係るその他の留意事項

(イ) 助成対象となる女性専用作業員施設と同じ区分の作業員施設を男性の建設労働者に対しても整備すること。

(ロ) 助成対象とする作業員施設設置数

一の建設工事現場につき、表3の作業員施設の区分毎に1施設の助成を限度とする。

(ハ) 作業員施設の利用料金

助成対象となる女性専用作業員施設の利用について、労働者から利用料金を徴収しないこと。

0303b 支給の条件（用途変更の禁止）

作業員施設の整備（賃借）について助成金を支給する場合には、助成金の対象となる期間、本来の用途を変更しないこと及び作業員施設の使用状況等についての調査及び報告に中小事業主が協力することを支給の条件とすること。

0304b 支給額

支給額は、支給対象費用の5分の3（ただし、賃金要件を満たした中小建設事業主については、4分の3）を乗じて得た額とする。ただし、一事業年度あたり、本助成と0300dの作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（賃金向上助成）に係る支給額の合計は、90万円を上限とする。

0305b 支給対象費用の算定

イ 支給対象費用

支給対象事業に要する賃借料のうち、次に掲げる経費を支給対象費用とする。

(イ) 作業員施設の本体に係る賃借料

ただし、設置場所、構造・規模等について、類似の作業員施設の賃借料と比較して社会通念上適正なものでなければならない。

(ロ) 作業員施設の資機材の搬入に係る運搬費

(ハ) 作業員施設の設置又は据え付け、組立に係る工事費

(ニ) 作業員施設の設置基礎、付帯設備に係る工事費

(ホ) 次の表4に掲げる作業員施設内の備え付けの備品費（賃借の場合に限る。）

表2

作業員 施 設	屋内上下水道 及びガス配管 工事費	屋内電気配 線工事費	冷暖房設備（ 原則として 固 定されたも の）	くつ・雨具 等の収納設 備	湯沸器	洗面台	畳 カーペット カーテン
更衣室		○	○	○		○	○
浴 室	○	○			○		
便 所	○	○				○	
シャワー室	○	○			○		

ロ 支給対象外の賃借料

賃借料のうち、次に掲げる部分は支給対象経費としない。

(イ) 権利金、敷金、礼金、補償金その他これに類するもの

(ロ) 資機材の搬出に係る運搬費

(ハ) 使用期間中の維持管理費及び返却時における破損、欠品に係る費用

(ニ) 撤去費

(ホ) 光熱水料費、管理費、共益費、駐車場代

ハ 支給対象月数及び期間

同一の中小元方建設事業主が、同一場所に設置された同一の作業員施設を賃借する場合の助成金の支給の対象となる月数は、助成金の支給の対象となった最初の日から起算して1か

月以上 12 か月以下とする。

ただし、当該建設工事現場における女性の建設労働者の就労日数が 10 日に満たない月に係る賃借料については助成対象外とする（賃借期間が月の途中から始まる月、又は月の途中で終了する月に係る必要な女性の建設労働者の就労日数は、当月の賃借日数を 30 で除した値を 10 に乗じた日数（小数点第 1 位切り下げ）以上とする。）。

また、賃借の支給限度額の規定により助成対象となる月数が 1 か月未満となる場合は、助成の対象として差し支えない。月数の計算及び日割り計算については次のとおりとする。

(イ) 月数の計算

賃借に係る月数の計算は、民法第 143 条第 2 項に規定する「暦による期間の計算」によること。

(ロ) 日割り計算

賃借期間が月の途中から始まり、又は月の途中で終了する場合の助成対象額は、1 か月当たりの賃借料の額を 30 で除して得た額に賃借した日数を乗じて得た額とすること。

なお、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てること。

ニ 1 か月分の賃借料に対象外部分が含まれている場合の取扱い

賃借料の中に事務所・倉庫等の女性専用の作業員施設とは認められない支給対象外部分の賃借料が含まれているときは、次により当該支給対象外部分の賃借料を 1 か月分の賃借料から控除する。

(イ) 賃貸借契約書に定められた 1 か月分の賃借料から支給対象外部分の賃借料が明確に区分できるときは、その額。

(ロ) 賃貸借契約書に定められた 1 か月分の賃借料から支給対象外部分の賃借料が明確に区分できないときは、1 か月分の賃借料の額に当該 1 か月分の賃借料の積算の基礎となった全体の作業員施設の延べ床面積に対する助成対象外部分の延べ床面積の比率を乗じて得た額。なお、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てること。

0300c 支給要件・支給額（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（訓練施設設置経費助成））

0301c 支給対象者

本助成金は、認定訓練（建設事業に直接関連するものに限る。）を実施するためにこれに適した施設（以下「訓練施設」という。）又は設備（以下「訓練設備」という。）の設置又は整備を行うための計画を策定した職業訓練推進団体であって、次のいずれにも該当するものに対して助成する。

イ 複数都道府県にわたる地域における建設事業主又は建設事業主団体の 10 以上が当該職業訓練法人の社員であるもの又は当該職業訓練法人の基本財産の拠出をしているものであること。

なお、「複数都道府県にわたる地域における建設事業主又は建設事業主団体の 10 以上が当該職業訓練法人の社員であるもの」とは、職業訓練法人の構成事業主又は構成事業主団体が、数個の都道府県において均衡に分布している状況をいうもの。したがって、例えば 2 個の都道府県にわたる地域における建設事業主又は建設事業主団体のうち、1 都道府県の建設事業主数が数社程度であるなど極端な偏りが見受けられる場合は該当しない。

ロ 建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営するものであること。

(R7. 4. 1)

なお、「職業訓練施設を運営する」とは、当該職業訓練施設で実施される職業訓練を適正に運営することをいうものであるが、外部からの依頼等により当該職業訓練施設外に出向いて実施される職業訓練の適正な運営も含まれる。

- ハ 職業訓練の実施に当たっては、原則として、所属企業のみを対象とする等の限定を行わず、受講者を広く募集（ホームページ、リーフレット等）しているものであること。

0302c 助成の対象となる認定訓練

0301c の「認定訓練」とは、認定訓練のうち別表 3「認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧」について行われるものをいうものであること。

0303c 助成の対象となる訓練施設及び訓練設備

助成対象となる訓練施設及び訓練設備は、次のイ又はロに該当するものとし、教室・実習場の平米数、機器・備品類の品目・台数等の算定にあたっては、原則として能開則別表 2 及び厚生労働大臣が別に定める設備細目で定められた基準を上限とすること。

- イ 助成対象となる訓練施設は、次のいずれにも該当するものであること。

- (イ) 実施する認定訓練の訓練生の数に応じた規模の訓練施設を設置又は整備すること。
- (ロ) 訓練施設を設置又は整備後も適正な数の訓練生を確保する見込みがあるものであること。
- (ハ) 訓練施設を設置又は整備するための土地を確保しているものであること。
- (ニ) 耐火構造又はこれに準ずる構造の訓練施設を設置又は整備するものであって、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき所要の措置を講ずるものであること。

- ロ 助成対象となる訓練設備は、集合して行う訓練の学科又は実技に必要な訓練設備を設置又は整備するものであること。

0304c 用途変更の禁止の条件

本助成金の支給の決定があった日から、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「財産処分制限期間告示」という。）を準用して算定した年数を経過する日までの間（設備の賃借の場合は、助成対象となる期間）は、当該助成金の対象となった訓練施設又は訓練設備について用途を変更しないこと並びに当該訓練施設又は訓練設備の使用状況等についての調査に協力すること及び 1 年（賃借の場合は 6 ヶ月）ごとに職業訓練施設等使用状況報告書（建作別様式第 3 号。電子申請の場合は、「報告書」において、「建作別様式第 3 号」）により報告することを支給の条件とすること。

支給要件を著しく逸脱した用途に使用しないこととすること。上記用途変更があった場合は「厚生労働省所管労働保険特別会計補助金等に係る財産処分について」（基発第 0417001 号、職発第 0417004 号）に基づいて国庫納付を行うこと。ただし、天災により使用に耐えない、運営事業主等の倒産・解散等やむを得ない場合にあってはこの限りではないこと。

0305c 支給額

本助成金の支給額は、訓練施設又は訓練設備の設置又は整備に要した費用のうち、訓練を実施する上で必要最小限のものであって、次の表 3 の左欄に掲げる施設及びこれに応じた同表の右欄に掲げる設備（同表に掲げる施設及び設備以外の職員及び訓練生のための福利厚生

に係る施設及び設備を除く。)の設置又は整備に要した費用の額の2分の1に相当する額とする。ただし、一の計画に対して3億円を上限とする。また、計画届の提出日から起算して過去5年間において本助成金及び「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第58号)による改正前の建設労働者確保育成助成金(建設広域教育訓練コース(施設設置等経費助成)) (経過措置含む) (以下「施設設置等関係助成」という。)の支給が行われている場合(平成27年4月10日以降に受理した計画に基づく支給が対象)、当該設置又は整備を含めその支給決定額の合計は上限3億円とする。

表3

施 設	設 備
教 室	机、椅子、演壇、黒板、掲示板、視聴覚機材、製図用機器、OA用機器、書庫、教材類、用具類、エアコン、間仕切り
実 習 場	野丁場職種に関連する訓練科の実施に必要な機械器具等(厚生労働大臣が定める設備細目に記載されているもの)
管 理 室 (事務室、宿直室、 用務員室、賄い人 休憩室、湯沸し室 を含む)	複写機、電話機、机、椅子、会議テーブル、応接テーブル、エアコン、ロッカー、寝具、ゴミ箱、給湯器(図書、計算機等は対象外)
訓練生宿泊室	机、椅子、ベッド、布団、エアコン
浴室(訓練生の宿泊関連のものに限る)	浴槽、シャワー器
洗面所(訓練生の宿泊関連のものに限る)	洗面台、洗濯機
食堂(訓練生の宿泊関連のものに限る)	机、椅子、流し台、給湯器
廊 下 (玄関、階段、ロビー 含む)	靴棚
便 所 (訓練生の宿泊関連の ものを含む)	
倉 庫	
	その他の設備

イ 施設に対する助成

施設に対する助成は、施設の新築、増改築、購入又は修繕を対象とする。

(イ) 職業訓練法人の行う施設の新築、増改築又は購入について

施設の使用年数の経過、災害による亡失、都市計画による移転、訓練生数の大幅な増加等適正と認められる事由があるもののみ助成対象とすること。

(ロ) 職業訓練法人の行う施設の修繕について

建築基準法第6条に定める建築確認申請を要する大規模の修繕のみ対象とすること。

ロ 設備に対する助成

設備に対する助成は、購入又は賃借を対象とする。

なお、訓練生宿泊室用ベッド・布団については訓練実施計画等を十分考慮の上助成対象の判断をすることとし、賃借（リース等）については訓練実施期間（宿泊を伴う訓練に限る。）による費用を助成対象とするものであること。

ハ 助成対象費用

助成対象費用については、0305c に規定する施設及び設備のとおりであるが、次の費用についても助成対象費用に含めて差し支えない。

(イ) 施設については、家屋付帯設備工事（屋内給排水工事、屋内配線工事、その他社会通念上必要とされる家屋付帯設備工事）及び設計監理料。

(ロ) 設備については、機械器具の操作に必要な付属工具。

(ハ) 0305c の表3「その他の設備」として、訓練生送迎車両。ただし、訓練生送迎車両については、訓練施設周辺の交通事情等を十分考慮の上助成対象の判断をすることとし、その整備については、購入・賃借（リース等）による費用を助成対象とすること

ニ 賃借による機械等の設備の設置又は整備について

賃借（リース等）による機械等の設備の設置又は整備については、1日当たりの賃借料に当該訓練実施日数（設置（搬入）及び撤去（搬出）に係る必要日数を含む）を乗じて得た額とすること。

また、1日当たりの賃借料が明確でない場合は、1ヶ月当たりの賃借料を30で除して得た額を1日当たりの賃借料として算定すること。

ホ 訓練用備品整備に係る中古品の取扱い

品質及び性能面での信頼性の点、訓練生への安全上の配慮から、中古品による整備については認められないこと。ただし、汎用性が少ない特殊用途のものについてはこの限りではない。

0300d 支給要件・支給額（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（賃金向上助成））

0301d 支給対象者

本助成金は、次のいずれの要件にも該当するAの中小建設事業主に対して支給する。

イ 0300b に規定する支給要件・支給額（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）の支給決定を受けていること。

ロ 以下の(イ)および(ロ)のいずれも満たしていること。

(イ) 支給対象事業の実施日の初日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、当該事業を実施した対象建設事業主において、雇用する雇保法第4条に規定する雇用保険被保険者（雇保法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及

(R7.4.1)

び同法第 43 条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。) を解雇等事業主都合により離職させていない事業主であること。

なお、解雇等とは、労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用する雇保法第 4 条に規定する雇用保険被保険者の資格喪失確認の際に喪失原因が「3」と判断されるものである。

- (ロ) 雇用する全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金（以下 0301c ロ(ロ)内では「賃金」という。）について、支給対象事業終了日の翌日から起算して 1 年以内に、5 %以上増加させ、建設労働者に支払っている事業主であること。

ただし次のいずれかに該当する場合には賃金を増額させているものとして認められない。

- ・賃金の増額後、合理的な理由なく賃金の額を引き下げの場合
- ・合理的な理由なく、賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合

なお、賃金が 5 %以上増加していることについては、改定後 3 か月間の賃金総額と改定前 3 か月間の賃金総額を比較し、全ての建設労働者の賃金が 5 %以上増加していることにより判断するものとする。

また、対象労働者の賃金が時給や日給、出来高払い等でその月ごとに賃金変動する場合であって、賃金要件対象労働者の都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等、比較を行うことが適切でない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較することができる。

0302d 支給額

イ 支給上限額

一の事業所に対する一の年度（支給申請年月日を基準とし、同年度 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）の本助成金、作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）に係る支給額の合計が、90 万円を超えるときは 90 万円を限度とする。

ロ 支給額

支給額は、0300b に規定する作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）の支給決定を受ける場合、0305b により算定して得た合計額の 20 分の 3

0300e 支給要件・支給額（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県））

0301e 支給対象者

本助成金は、0302e に規定する対象事業の実施に関する計画を策定し、同計画に従って対象事業を実施する中小建設事業主に対して支給する。

0302e 支給対象となる事業

イ 事業内容

令和6年1月1日以降に開始した石川県に所在する工事現場での作業等を行う建設労働者のための作業員宿舎、賃貸住宅及び作業員施設（便所、休憩室、更衣室、シャワー室、浴室及び食堂）の賃借

ロ 上記事業に係る用語の意義

(イ) 作業員宿舎

作業員宿舎とは、事業経営の必要上設置され、建設労働者2人以上が一つの敷地内に居住し、生活を営むことができるものをいうこと。

なお、0300eにおける「作業員宿舎」は、事業の完了の時期が予定されている1つの有期事業に利用される附属宿舎に限らず、複数の有期事業で利用されるもの、複数の事業主が費用分担を明確にした上で契約するものも含まれる。

(ロ) 賃貸住宅

賃貸住宅とは、石川県に所在する雇用保険適用事業所を有する中小建設事業主が石川県に所在する工事現場で作業等を行う建設労働者を遠隔地より新たに採用するために賃借する石川県に所在する住宅をいうこと。

(ハ) 作業員施設

作業員施設とは、建設労働者に使用させるための次の表4の左欄に掲げる施設であって、建設工事が行われる場所に設置され、安全上、防火上及び衛生上適当と認められ、かつ、同表の左欄に掲げる作業員施設に応じ、同表右欄に掲げる基準に該当するものであること。

表4

作業員施設	基準
食堂	イ 同時に食事する者の数に応じ、食卓を設け、かつ、座食することができる場合を除き、いすを設けること。 ロ 給湯設備は設けること。 ハ 床は、土のままとせず板張り、コンクリート等の構造とすること。
休憩室	イ 寝台、畳、カーペットその他臥床することができる設備を備えること。 ロ 床は、土のままとせず板張り、コンクリート等の構造とすること。
更衣室	イ ロッカーを設けること。 ロ 床は、土のままとせず板張り、コンクリート等の構造とすること。
浴室	イ 清浄な水又は上がり湯を備えること。 ロ 脱衣場を設けること。
便所	イ 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。 ロ 流出する清浄な水によって手を洗う設備を設けること。
シャワー室	イ シャワーヘッドごとに仕切りを設けること。 ロ 脱衣場を設けること。

(ニ) 賃借

賃借とは、賃借人が他人の所有する作業員宿舍等の全部又は一部(賃借による占有部分が当該建築物において階段又は壁で区画されたものに限る。なお、費用分担を明確にした上で複数の建設事業主が契約する作業員宿舍については、費用を負担する居室、施設が明確になっている場合は占有部分が壁又は階段で区画されていなくてもよい。)を賃借料を支払って借り受ける場合をいうこと。

(ホ) 収容能力人員

収容能力人員とは、作業員宿舍に実際に寄宿させる労働者をいうのではなく、当該宿舍の居室の収容能力からみて、入居できる建設労働者をいい、平面図における各居室の床面積を、 4.8 m^2 で除して得た数(2を超える場合は2とし、1未満の端数は切り捨てるものとする。)の和とすること。

(ハ) 床面積

床面積とは、原則として壁心より計算した面積をいうこと。その計算による面積の算定が困難な場合は、カタログに記載されている外寸による床面積としても差し支えないこと。また、延べ床面積とは各階の床面積の合計をいうこと。なお、算定した結果、床面積に 1 m^2 未満の端数が生じたときは、小数点2位以下を切り捨てた数値をもって床面積とすること。

ハ 助成対象となる作業員宿舍、賃貸住宅及び作業員施設

助成対象となる作業員宿舍、賃貸住宅及び作業員施設は、次の場合とする。

(イ) 作業員宿舍、賃貸住宅及び作業員施設が石川県に所在していること。

(ロ) 賃貸住宅については雇用保険の適用事業所が石川県に所在していること。

(ハ) 作業員宿舍については、一定期間利用の見込みがあること。

(ニ) 複数の工事に公共工事も含まれて利用される作業員宿舍については、入居予定の建設労働者の全員が入居を開始した日から1ヶ月の期間において、入居した建設労働者の稼働日数の総計のうち、民間事業に4時間以上従事した日数の総計の割合が4分の3以上であること。なお、入居予定の建設労働者の全員が入居を開始する日が賃貸借契約の日から2ヶ月後以降になる場合は、賃貸借契約の日から2ヶ月後の日から1ヶ月の期間で算定すること。また、入居する建設労働者が民間事業に4時間以上従事する予定となっていた日について、天候や作業員の傷病等の事業主の責めに帰さない事由や、休業手当を支払った上で事業主の責任で行う休業により、当該日の事業に従事できなかった日については、民間工事に従事した日数に計上して差し支えない。

(ホ) Aの中小建設事業主が自ら雇用する建設労働者又は直接の下請けのAの中小建設事業主が雇用する建設労働者を寄宿させるため又は使用させるために賃借により設置する作業員宿舍又は作業員施設。

Bの中小建設事業主においては、Bの中小建設事業主に雇用される建設労働者の勤務場所がAの事業所である場合に限って対象とする。

また、Bの中小建設事業主の直接の下請けのAの中小建設事業主が雇用する建設労働者を寄宿させるため又は使用させるために賃借により設置する作業員宿舍又は作業員施設を設置すること。

(ヘ) 賃貸住宅については、Aの中小建設事業主が自ら雇用する建設労働者もしくはBの中小

建設事業主が自ら雇用するAの事業所に勤務する建設労働者であって、助成対象期間を通して雇用保険の被保険者であるものであり、当該建設労働者に居住させるために石川県に所在する賃貸住宅を賃借すること。

ニ 助成対象とはならない作業員宿舎、賃貸住宅及び作業員施設

次に該当する場合は、助成の対象とはならないものであること。

- (イ) 賃借人の配偶者又は一親等の血族及び姻族の所有する作業員宿舎、賃貸住宅又は作業員施設
- (ロ) 法人が賃借する場合、その法人の役員の所有する作業員宿舎、賃貸住宅又は作業員施設
- (ハ) 複数の事業主が契約を締結する同一の賃貸住宅又は作業員施設
- (ニ) 複数の事業主が契約を締結する同一の作業員宿舎のうち、各事業主の費用分担が明確でないもの
- (ホ) 公共工事で利用されるもの。ただし、複数の工事に公共工事も含まれて利用される作業員宿舎については、0302e ハ (ニ) の条件を満たせば対象となる。ただし、公共事業において設置される作業員施設とは別に、より快適で清潔な環境で仕事ができるための作業員施設について、建設事業主が賃借する場合はこの限りでない。

ホ 作業員宿舎の設置基準

作業員宿舎については、次に掲げる基準を満たすものであること。

作業員宿舎が、規程の適用を受ける（宿泊している労働者に労務管理上共同生活が要請されているもの）場合は、次に掲げる基準に加え、規程に定める基準に適合していること。また、作業員宿舎が、規程の適用を受けない場合は、次に掲げる基準に加え、宿舎の利用規則を作成し、規程第5条以下の規定を踏まえた施設となっていること。

- (イ) 1室の居住人員は、2人以内であること。この場合、ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室以上の居室は、1室とみなすこと。

ただし、1室に世帯として入居する場合は(ロ)のただし書きの要件を満たせばこの限りではないこと。

- (ロ) 1人当たりの居住面積は、4.8㎡以上であること。ただし、1室に世帯として入居する場合は1室の居住面積が20㎡以上であること。

この場合の居住面積には、二段以上の寝台を設置した場合の二段以上の寝台の延面積及び踏み込みが設置されている場合の踏み込み部分の面積を含めないこと。

- (ハ) 大便所の便房は、女性の利用が考えられる場合は、男女別とすることが望ましいこと。
- (ニ) 建設労働者の私有の身の回りの品を収納できる設備は押入れ等に限らず、ロッカー等の設備でも差し支えないものとする。ただし、ロッカー等を居室内に設置した場合は、居住面積から除くこと。
- (ホ) 寝具等を収納する設備は、個人別にふすま、扉等で仕切られたものとする。
- (ヘ) 作業員宿舎の居室部分のみを整備した場合の食堂、浴場及び便所は、同一敷地内に他の建設労働者と共同に使用できるものがあれば足りること。ただし、この場合他の建設労働者の数を含めたその総数において、規程の基準を満たすものであること。

ヘ 賃貸住宅の基準

賃貸住宅については、次の要件を満たすものであること。

- (イ) 新たに採用した建設労働者が居住していた直前の住居からの住宅までの距離（最も

(R7.4.1)

経済的かつ合理的と管轄労働局長が認めた通勤経路による)が60km以上であること。

- (ロ) 新たに採用した建設労働者は公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等の紹介により採用した者であること。
- (ハ) 賃貸住宅1物件あたりに居住する算定対象となる建設労働者は1人のみであること。
- (ニ) 1人当たりの居住室(玄関、台所(炊事場)、便所、浴室、廊下等を除き7.4㎡以上のもの)が一室以上あること。

この場合の居住面積には、二段以上の寝台を設置した場合の二段以上の寝台の延面積及び踏み込みが設置されている場合の踏み込み部分の面積を含めないこと。

- (ホ) 当該賃貸住宅に入居する新たに採用した建設労働者から光熱水料その他これに類する経費等を除き、居住費を徴収しないものであること。
- (ヘ) 賃貸住宅の賃貸人から自己の雇用する建設労働者に無償で賃貸することについて承諾を得ているものであること。

ト 作業員施設の設置基準

建築基準法に規定する基準に適合するもので、次の要件を満たすものであること。

なお、軽量鉄骨造ユニット工法による作業員施設(プレハブ建築による作業員施設を含む)は基準に適合するものとする。

- (イ) 建設工事が行われる場所に設けられ、移動が可能であること。

なお、事業主等の店社及び団体店社の同一敷地に設けられた作業員施設は、助成の対象とはならないこと。

- (ロ) 作業員施設(浴室、便所及びシャワー室を除く。)の1棟当たりのそれぞれの床面積が8㎡以上であること。

チ 作業員宿舎に係るその他の留意事項

- (イ) 1棟の建築物に作業員宿舎のほか倉庫等が設置されている場合の取扱い

- a 1棟の建築物のうち作業員宿舎以外の資材倉庫、事務所等の占める延床面積が、当該建築物全体の概ね2分の1以上を占めるときは、助成対象の作業員宿舎とは認められないこと。
- b 1棟の建築物に設置する作業員宿舎の施設は、作業員宿舎の管理運営に必要な管理事務室、食品庫までとし、作業員宿舎が他の用途に供されるおそれのある施設は極力避けさせることが望ましいこと。

- (ロ) 建築基準法上の確認申請書

- a 確認申請等を必要とする作業員宿舎

建築基準法の規定により、確認申請等を必要とする作業員宿舎は、同法第6条「建築物の建築等に関する申請及び確認」及び第7条「建築物に関する完了検査」の措置が必要であること。

- b 確認申請等を必要としない作業員宿舎

都道府県又は市町村の建築主事の判断により、同法第85条第2項に該当することが確認された作業員宿舎は、確認申請等を必要としないので申請者から「仮設建築物であることの確認報告書(建作別様式第4号の4)」を徴すること。

- (ハ) 敷地所有者の承諾書

作業員宿舎を設置するときは、設置に関する敷地所有者との承諾書(土地使用契約書、

(R7.4.1)

土地賃貸借契約書等）を必要とすること。

この場合、作業員宿舎を設置するために使用する旨約定され、その用途が明らかにされたものであること。

(二) 居住費の負担限度額

居住者から徴収する居住費は、無料であるか又は当該作業員宿舎を維持するのに必要と認められる経費のうち、光熱水料その他これに類する経費等を、全居住者に負担させることを限度とするものであること。

0303e 支給の条件（用途変更の禁止）

作業員宿舎、賃貸住宅及び作業員施設の整備（賃借）について助成金を支給する場合には、助成金の対象となる期間、本来の用途を変更しないこと及び作業員宿舎、賃貸住宅及び作業員施設の使用状況等についての調査及び報告に中小建設事業主が協力することを支給の条件とすること。

0304e 支給額

イ 支給額

支給額は、以下の表5のとおりとする。ただし、一事業年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）あたり200万円を上限とする。

表5

作業員宿舎	0304e ロの方法によって算定した建設労働者の数に25万円を乗じて得た額
賃貸住宅	支給対象費用の3分の2を乗じて得た額 ただし、1人最大1年間かつ月額3万円を上限とする。
作業員施設	支給対象費用の3分の2を乗じて得た額

ロ 作業員宿舎における建設労働者の数の算定について

入居予定の建設労働者の全員が入居を開始した日から1ヶ月の期間において、入居した建設労働者が民間事業に4時間以上従事した日の総計を、通常の労働者の1ヶ月の就業日数で除し、小数第3位を四捨五入して得た値を建設労働者の数とする。なお、通常の労働者の1ヶ月の就業日数とは、入居した建設労働者のうち、就業日数が最も多い者の就業日数とする。

また、入居予定の建設労働者の全員が入居を開始する日が賃貸借契約の日から2ヶ月後以降になる場合は、賃貸借契約の日から2ヶ月後の日から1ヶ月の期間で算定すること。

0305e 支給対象費用の算定

イ 支給対象費用

支給対象事業に要する賃借料のうち、次に掲げる経費を支給対象費用とする。

(イ) 賃貸住宅又は作業員施設の本体に係る賃借料

ただし、設置場所、構造・規模等について、類似の作業員施設の賃借料と比較して社会通念上適正なものでなければならない。

(ロ) 作業員施設については資機材の搬入に係る運搬費

(ハ) 作業員施設については設置又は据え付け、組立に係る工事費

(ニ) 作業員施設については設置基礎、付帯設備に係る工事費

(ホ) 作業員施設については、次の表 6 に掲げる作業員施設内の備え付けの備品費（賃借の場合に限る。）

表 6

作業員 施 設	屋内上下水 道及びガ ス配管工 事費	屋内電気 配線工事 費	冷暖房設 備（原則 として固 定された もの）	くつ・雨 具等の収 納設備	いす・食 卓	流し台	湯沸器	洗面台	畳 カーペット カーテン
食 堂	○	○	○	○	○	○	○	○	○
休憩室	○	○	○	○			○	○	○
更衣室		○	○	○				○	○
浴 室	○	○					○		
便 所	○	○						○	
シャワー室	○	○					○		

ロ 支給対象外の賃借料

賃借料のうち、次に掲げる部分は支給対象経費としない。

(イ) 権利金、敷金、礼金、補償金その他これに類するもの

(ロ) 資機材の搬出に係る運搬費

(ハ) 使用期間中の維持管理費及び返却時における破損、欠品に係る費用

(ニ) 撤去費

(ホ) 光熱水料費、管理費、共益費、駐車場代

ハ 支給対象月数及び期間

同一の中小建設事業主が契約する、同一の作業員宿舎への支給は 1 度のみとする。

同一の中小建設事業主が、同一場所に設置された同一の作業員施設を賃借する場合の助成金の支給の対象となる月数は、助成金の支給の対象となった最初の日から起算して 1 か月以上 18 か月以下（※）とする。

賃貸住宅については助成金の支給の対象となった最初の日から起算して 1 か月以上 12 か月以下とする。

ただし、賃貸住宅及び作業員施設において、支給限度額の規定により助成対象となる月数が 1 か月未満となる場合は、助成の対象として差し支えない。月数の計算及び日割り計算については次のとおりとする。

(イ) 月数の計算

賃借に係る月数の計算は、民法第 143 条第 2 項に規定する「暦による計算」によること。

(ロ) 日割り計算

賃借期間が月の途中から始まり、又は月の途中で終了する場合の助成対象額は、1 か月当たりの賃借料の額を 30 で除して得た額に賃借した日数を乗じて得た額とすること。

なお、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てること。

(R7. 4. 1)

(※留意事項) 次年度にわたる場合は、事業主は次年度の計画を作成し次年度5月末までに届け出なければならないものとする。

また、ある作業員宿舎に係る支給額と同一年度における既に支給された支給額の和が200万円を超える場合は、200万円と既に支給された支給額の差額分を支給して差し支えない。

ニ 1か月分の賃借料に対象外部分が含まれている場合の取扱い

賃借料の中に事務所・倉庫等の賃貸住宅又は作業員施設とは認められない支給対象外部分の賃借料が含まれているときは、次により当該支給対象外部分の賃借料を1か月分の賃借料から控除する。

(イ) 賃貸借契約書に定められた1か月分の賃借料から支給対象外部分の賃借料が明確に区分できるときは、その額。

(ロ) 賃貸借契約書に定められた1か月分の賃借料から支給対象外部分の賃借料が明確に区分できないときは、1か月分の賃借料の額に当該1か月分の賃借料の積算の基礎となった全体の作業員宿舎の延べ床面積に対する助成対象外部分の延べ床面積の比率を乗じて得た額。なお、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てること。

0400 計画届の提出

0401 計画届の提出

次のイからハ掲げる助成金の支給を希望する事業主等は、次の各号の定めるところにより、助成金の種類に応じ、人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））計画届（以下「計画届」という。）を作成し、必要な書類を添付した上で、イからハにおいて提出先として定める都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）長に届け出なければならない。

なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

また、提出期間については、原則として下記のイ(ロ)又はロ(ロ)又はハ(ロ)のとおりであるが、事業主又は職業訓練法人の責に帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期間内に提出できなかった場合は、当該提出期間に関わらず、提出できなかった理由を記した書面を添えて随時提出することができることとする。ただし、この場合であっても、本助成金の対象としようとする事業の開始日の前日までには提出させることとする。

なお、添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものとする。

イ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）

(イ) 提出先 主たる雇用保険の適用事業所を管轄する労働局長

(ロ) 提出期間

当該事業を実施しようとする日の原則2週間前

(ハ) 様式

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））計画（変更）届（建作様式第2号の3。電子申請の場合は、「計画届（女性専用作業員施設設置経費助成）」）、女性専用作業員施設等及び費用内訳書

(R7.4.1)

(建作様式第2号の3別紙)

(ニ) 添付書類 別表4のとおり

ロ 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成）

(イ) 提出先 管轄労働局長

(ロ) 提出期間 事業を実施しようとする日の原則1か月前

(ハ) 様式

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成））計画（変更）届（建作様式第1号。電子申請の場合は、「計画届（訓練施設等設置経費助成）」）

(ニ) 添付書類 別表4のとおり

ハ 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舍等経費助成）（石川県）

(イ) 提出先 主たる雇用保険の適用事業所を管轄する労働局長

(ロ) 提出期限

a 作業員宿舍又は作業員施設の賃借を行う場合

当該事業を実施しようとする日の原則2週間前まで

b 賃貸住宅の賃借を行う場合

当該事業を実施しようとする日の原則2週間前、かつ公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等のあっせんにより面接を行った日から起算して原則1か月以内の日まで

(ハ) 様式

a 作業員宿舍の賃借を行う場合

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舍等経費助成）（石川県））計画（変更）届〔作業員宿舍〕（建作様式第2号の4）

b 賃貸住宅の賃借を行う場合

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舍等経費助成）（石川県））計画（変更）届〔賃貸住宅〕（建作様式第2号の5）

c 作業員施設の賃借を行う場合

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舍等経費助成）（石川県））計画（変更）届〔作業員施設〕（建作様式第2号の6）、施設等及び費用 内訳書（建作様式第2号別紙）

(ニ) 添付書類 別表4のとおり

0402 計画届の受理等

イ 管轄労働局長は、計画届が提出されたときは、計画届に記載漏れがないか、0401に規定された必要な資料が添付されているか等の形式的な不備がないことについて確認し、適正であると認めたときは、受理するものとする。書類による計画届を受理した場合には、当該計画届の処理欄に受理年月日を記入する。

ロ 計画届の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主等に補正を求める。指定された期間内に事業主等が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主等が期限までに補正を行わない場合、第1共通要領の0301ハの要件を満たさないものとみなし、当該計画届に係る助成金は支給しない。

(R7.4.1)

- ハ 管轄労働局長は、計画届を支給要領 0403 の確認を経た後、適正であると認めたときは計画届に認定印を押印し、認定番号を記入の上、その写しを当該事業主に返送する。（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される認定通知書により通知する。）

0403 確認事項

イ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）

(イ) 中小建設事業主であることの確認

計画届の「届出者」の「事業内容」（電子申請の場合は、「計画届（女性専用作業員施設設置経費助成）」）により確認すること。必要があれば、当該事業主の各事業所の所在地、届出日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料等の提出を求めること。

なお、常時雇用する労働者の数は、雇用保険適用事業所台帳の被保険者数等により確認すること。

(ロ) Aの建設事業主であることの確認

ハローワークシステムにより確認すること。

(ハ) 助成対象事業であることの確認

計画届が提出されたときは、当該申請が支給要件を満たしているかどうかについて、計画届及び添付書類にて確認を行うこと。なお、疑義が生じた場合等においては実地調査を行い、支給要件を具備していると認められたものについては、「女性専用作業員施設調査報告書(建作別様式第4号の6)」を作成すること。

なお、賃貸契約書にて次の事項が記載されているかどうかを確認すること

- a 賃貸人及び賃借人の記名押印
- b 契約年月日
- c 賃貸借期間
- d 作業員施設の所在地及び構造等
- e 1か月当たりの賃借料の額

なお、使用状況等の報告については、「女性専用作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号の5）」により、支給申請書に添付して都道府県労働局長あてに提出させること。

ロ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成）

(イ) 対象職業訓練法人の確認

職業訓練法人の定款又は規約等認定訓練団体等の目的・組織・運営及び事業内容を明らかにする書類、認定訓練校規約、構成員内訳表(建作別様式第1号)及び受講者を限定せず広く募集していることがわかる書類（ホームページの写し、募集パンフレット等）の記載内容により確認すること。

(ロ) 対象事業の確認

a 施設設置等事業計画の確認

計画届の「実施計画」（電子申請の場合は、「計画届（訓練施設等設置経費助成）」）の記載内容により確認すること。

b 施設設置等事業計画の所要費用見込額（内訳）の確認

職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書(建作様式第1号別紙1)の記載内容により確認すること。

c 訓練施設又は設置に係る訓練の内容の確認

職業訓練施設設置等計画内訳書(建作様式第1号別紙2)の記載内容により確認すること。

d 過去5年の支給状況の確認

過去5年における施設設置等関係助成の支給決定通知書の写し及び職業訓練施設等台帳により確認すること。

ハ 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)(作業員宿舍等経費助成)(石川県)

(イ) 中小建設事業主であることの確認

計画届の「届出者」の「事業内容」により確認すること。必要があれば、当該事業主の各事業所の所在地、届出日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料等の提出を求めること。

なお、常時雇用する労働者の数は、雇用保険適用事業所台帳の被保険者数等により確認すること。

(ロ) 建設事業を行っている事業主の確認

建設事業を行っている事業主であることがわかる書類、雇用保険適用事業所台帳や登記情報連携システム(法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。以下同じ。)により確認すること。

(ハ) A又はBいずれかの建設事業主であることの確認

ハローワークシステムにより確認すること。

(ニ) 助成対象事業であることの確認

計画届が提出されたときは、当該申請が0302f(0302fハ(ニ)を除く)を満たしているかどうかについて、計画届及び添付書類にて確認を行うこと。なお、疑義が生じた場合等においては実地調査を行い、支給要件を具備していると認められたものについては、「作業員宿舍等調査報告書(建作別様式第4号の2)」を作成すること。

なお、作業員宿舍の賃借に関しては、賃貸契約書にて次の事項が記載されているかどうかを確認すること。

- a 賃貸人及び賃借人の記名押印
- b 契約年月日
- c 賃貸借期間
- d 作業員宿舍の所在地及び構造等

また、作業員宿舍が一定期間以上利用されることを、疎明書で確認すること。疎明書には次の事項が記載されているかどうかを確認すること。

- a 利用される工事の一覧
- b 各工事の期間

作業員施設の賃借に関しては、賃貸契約書にて次の事項が記載されているかどうかを確認すること。

- a 賃貸人及び賃借人の記名押印
- b 契約年月日
- c 賃貸借期間
- d 作業員宿舍又は作業員施設の所在地及び構造等

- e 1 か月当たりの賃借料の額（作業員施設のみ）

なお、使用状況等の報告については、「作業員宿舎・作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号）」により、支給申請書に添付して都道府県労働局長あてに提出させること。

0404 計画届の変更

計画届を届け出た者が、次に規定する事由により当該計画届の内容を変更しようとするときは、次に規定するところにより、「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））」に係る計画変更届（「変更届」という。）を管轄労働局長に提出させるものとする。なお、当該届出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

イ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）

(イ) 変更の内容

賃借期間の延長、所要費用の増額等に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合

(ロ) 提出期間 原則事業の実施前

(ハ) 様式

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））計画（変更）届（建作様式第2号の3。電子申請の場合は、「計画変更届（女性専用作業員施設設置経費助成）」）、女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第2号の3別紙）

ロ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成）

(イ) 変更の内容

所要費用見込内訳書に記載された所要費用の総額が当初の計画より20%以上増加する場合

(ロ) 提出期間 原則事業の実施前

(ハ) 様式

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設設置経費助成））計画（変更）届（建作様式第1号。電子申請の場合は、「計画変更届（訓練施設等設置経費助成）」）

ハ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県）

(イ) 変更の内容

a 作業員宿舎の場合、全員の建設労働者の入居日に変更が生じる場合

b 賃貸住宅の場合、採用予定人数や賃貸住宅の変更が生じる場合

c 作業員施設の場合、賃借期間の延長、所要費用の増額等に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合

(ロ) 提出期限 原則事業の実施前

(ハ) 様式

a 作業員宿舎の賃借を行う場合

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県））計画（変更）届〔作業員宿舎〕（建作様式第2号の4）

b 賃貸住宅の賃借を行う場合

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舍等経費助成）（石川県））計画（変更）届〔賃貸住宅〕（建作様式第2号の5）

c 作業員施設の賃借を行う場合

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舍等経費助成）（石川県））計画（変更）届〔作業員施設〕（建作様式第2号の6）、施設等及び費用内訳書（建作様式第2号別紙）

0500 支給申請書の提出

0501 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主等は、次の各号の定めるところにより、助成金の種類に応じ、人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野））支給申請書（以下「支給申請書」という。）を作成し、必要な書類を添付した上で、イ～ニにおいて管轄労働局長に提出しなければならない。

当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する安定所長を経由して行うことができる。

なお、添付書類の写しについては、原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものとする。

イ 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）

(イ) 提出先 主たる雇用保険の適用事業所を管轄する労働局長

(ロ) 提出期間

次の表7の上欄に掲げる事業終了月（事業が終了した日の属する月をいう。）の区分に応じ、原則として同表の下欄に掲げる提出期間。

表7

事業終了月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

(ハ) 様式

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））支給申請書（建作様式第5号の3。電子申請の場合は、「支給申請書（女性専用作業員施設設置経費助成）」）、女性専用作業員施設等及び費用内訳書（建作様式第5号の3別紙1）

(ニ) 添付書類 別表5のとおり

ロ 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成）

(イ) 提出先 管轄労働局長

(ロ) 提出期間 職業訓練施設等設置整備事業が終了した日の翌日から起算して原則2ヶ月以内

(ハ) 様式 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））支給申請書（建作様式第4号。電子申請の場合は、「支給申請書（訓練施設等設置経費助成）」）

(ニ) 添付書類 別表5のとおり

(R7.4.1)

ハ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（賃金向上助成）

(イ) 提出先 主たる雇用保険の適用事業所の管轄労働局長

(ロ) 提出期間

賃金が改定され、建設労働者に支払った日から3ヶ月後となる日（その月において3ヶ月後となる日がない場合は、その月の末日）が属する月の区分に応じ、表7の下欄に掲げる提出期間

(ハ) 様式 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））支給申請書（建作様式第5号の3。電子申請の場合は、「支給申請書（賃金向上助成）」）

(ニ) 添付書類 別表5のとおり

ニ 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県）

(イ) 提出先 主たる雇用保険の適用事業所を管轄する労働局長

(ロ) 提出期限

作業員宿舎については、入居予定の建設労働者の全員が入居を開始した日から1ヶ月後の日から起算して2ヶ月以内。なお、入居予定の建設労働者の全員が入居を開始する日が賃貸借契約の日から2ヶ月後以降になる場合は、賃貸借契約の日から2ヶ月後の日から起算して2ヶ月以内。

賃貸住宅と作業員施設については、上記の表7の上欄に掲げる事業終了月（事業が終了した日の属する月をいう。）の区分に応じ、原則として同表の下欄に掲げる提出期間。

なお、「計画届」が事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日までに提出された場合においては、4月1日からの対象経費も助成対象とすることができるものとする。

(ハ) 様式

a 作業員宿舎の賃借を行う場合

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県））支給申請書〔作業員宿舎〕（建作様式第5号の4）

b 賃貸住宅の賃借を行う場合

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県））支給申請書〔賃貸住宅〕（建作様式第5号の5）

c 作業員施設の賃借を行う場合

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成））（石川県）支給申請書〔作業員施設〕（建作様式第5号の6）、施設等及び費用内訳書（建作様式第5号別紙）

(ニ) 添付書類 別表5のとおり

(ホ) 支給決定後の作業員宿舎の利用状況が分かる資料

計画届提出時に疎明した、作業員宿舎の一定期間の利用を確認するため、支給決定された日の翌年度末までに支給決定後の作業員宿舎の利用状況が分かる資料（任意様式）の提出を求めること。

0502 支給申請書の受理及び審査

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、支給申請期間内に提出されているか、支給申請書の各欄に所要の事項が正確に記入されているか、所定の添付書類が整えられているか

(R7.4.1)

どうかを確認し、受理する。

受理した支給申請書について、0300 の各事項に留意してこれを審査する。

0600 支給要件の確認

0601 支給要件の確認（共通）

イ 支給対象となりうる中小建設事業主であることの確認

(イ) 中小建設事業主であることの確認

支給申請書における「申請事業主」の「事業内容」（電子申請の場合は、各種「支給申請書」）により確認すること。この場合において、必要があれば、当該事業主の各事業所の所在地、届出日における資本の額又は出資の総額及び常時雇用する労働者の数に関する資料の提出を求めること。

なお、常時雇用する労働者の数は、雇用保険適用事業所台帳の被保険者数等により確認すること。

(ロ) 建設事業を行っている事業主の確認

建設事業を行っている事業主であることがわかる書類、雇用保険適用事業所台帳や登記情報連携システムにより確認すること。

(ハ) 雇用管理責任者を選任していることの確認

雇用管理責任者を選任していることを計画届及び支給申請書の「雇用管理責任者」欄（電子申請の場合は、各種「計画届」及び「支給申請書」）により確認すること。

ロ 支給上限額に達していないことの確認

当該事業主等より提出された支給申請書、支給決定通知書及び支給台帳により 0300 に定める支給上限額に達していないことを確認すること。

0602 支給要件の確認（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））

イ 対象中小建設事業主の確認

中小建設事業主の変更がないことの確認

計画届の「届出者」欄及び支給申請書の「申請者」欄（電子申請の場合は、「計画届（女性専用作業員施設設置経費助成）」及び「支給申請書（女性専用作業員施設設置経費助成）」）により確認すること

ロ 元方事業主であることの確認

当該建設工事に係る施工体制台帳、下請建設事業主名簿（建作別様式第 2 号）により確認すること。

ハ 対象作業員施設の確認

一の作業員施設に係る最初の支給申請書を受理したときは、次により支給要件に適合するかどうかについて確認を行うこと。

「女性専用作業員施設 使用状況報告書」（建作別様式第 4 号の 5）に図面及び写真を添付し、管轄労働局長に提出させることにより、計画届の記載内容と齟齬がないか確認すること

（当該施設の写真は、施設設置時の正面（女性専用であることの表示を確認）、内部（表 1 の基準を満たしているかの確認）、施設と建設工事現場全体（当該建設工事現場に設置されていることの確認））。ただし、疑義が生じた場合は、必ず実地調査を行うものとするが、山間辺地等に設置されている作業員施設であって、実地調査が困難な作業員施設については当該中小

(R7. 4. 1)

建設事業主に作業員施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真を提出させ、支給要件を具備しているかどうかの事情聴取及び添付書類の原本確認を行い、支給要件を具備していると認められたものについては、「女性専用作業員施設設置完了等確認報告書(建作別様式第4号の7)」を作成すること。

二 支給対象経費の確認

支給申請書、賃貸借契約書、所要経費領収書(写し)により確認すること。

0603 支給要件の確認(作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)(訓練施設等設置経費助成))

イ 対象職業訓練法人の確認

職業訓練法人の変更がないことの確認。

計画届の「届出者」欄及び支給申請書における「申請者」欄(電子申請の場合は、「計画届(訓練施設等設置経費助成)」及び「支給申請書(訓練施設等設置経費助成)」)により確認すること。

ロ 助成の対象となる認定訓練

別表3「認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧」により確認すること。

ハ 助成の対象となる訓練施設及び訓練設備

助成対象となる教室・実習場の平米数、機器・備品類の品目・台数等を、原則として能開則別表2及び厚生労働大臣が別に定める設備細目で定められた基準であるので、確認すること。

ニ 支給対象経費の確認

次の区分に応じ、支給申請書及び次の書類等により確認すること。

(イ) 訓練施設の新築、増改築又は修繕の場合

a 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕(建作様式第4号別紙)

実施した事業の内容、所要費用額等を確認すること。

b 工事請負契約書(工事費内訳書を含む。)及び新築、増改築又は修繕に要した総費用の領収書の写し

aの事業報告書により記載された内容を確認すること。

c 登記情報連携システム

不動産登記情報により、実在しているものであることを確認すること。

d 職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに各教室及び各実習場の写真(増改築又は修繕の場合は増改築又は修繕に係る部分の写真)

実在しているものであることを確認すること。

e 都道府県知事あての職業訓練認定申請(計画)書の写し及び都道府県知事からの認定通知の写し

f その他必要と認めるもの

(ロ) 訓練施設の購入の場合

a 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕(建作様式第4号別紙)

実施した事業の内容、所要費用額等を確認すること。

b 登記情報連携システム

不動産登記情報により、実在しているものであることを確認すること。

c 売買契約書の写し及び購入に要した費用の領収書の写し

aの事業報告書により記載された内容を確認すること。

- d 職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに各教室実習場の写真実在しているものであることを確認すること。
 - e 都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し及び都道府県知事からの認定通知の写し
 - f その他必要と認めるもの
- (ハ) 職業訓練設備の場合
- a 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙）実施した事業の内容、所要費用額等を確認すること。
 - b 所要費用の領収書の写し
- (ニ) その他(イ)～(ハ)共通
- a 都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し及び都道府県知事からの認定通知の写し
 - b その他必要と認めるもの

0604 支給要件の確認（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（賃金向上助成））

対象建設事業主において雇用する全ての建設労働者の毎月決まって支払われる賃金が、支給対象事業終了日の翌日から起算して1年以内に5%以上増加させ、支払われていることを、添付書類により確認する。

また、支給対象事業の実施日の初日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間において、事業主都合による解雇者がいないことをハローワークシステム（助成金事務処理）により確認すること。

0605 支給要件の確認（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県））

イ 対象中小建設事業主の確認

中小建設事業主の変更がないことの確認

計画届の「届出者」欄及び支給申請書の「申請者」欄により確認すること。

ロ 対象作業員宿舎等の確認

支給申請書を受理したときは、0300e の支給要件に適合するかどうか及び当初の計画と一致しているかについて、支給申請書、添付書類により確認を行うこと。但し、疑義が生じた場合は、必ず実地調査を行うものとする。

ハ 作業員宿舎の場合、宿舎規模の確認

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース）（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県）作業員宿舎利用実績確認シート（建作様式第5号別紙2）により確認すること。

ニ 作業員施設、賃貸住宅の場合、支給対象経費の確認

支給申請書、賃貸借契約書、所要経費領収書（写し）により確認すること。

0700 支給決定

0701 支給決定

管轄労働局長は、支給要件をみたすものと判定された中小建設事業主又は職業訓練法人について、助成金の支給を決定する。

管轄労働局長は、支給の決定をしたときは、「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））支給決定通知書」（建作様式第6号）により建設事業主等に通知する（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定通知書により、当該事業主又は事業主団体に通知する。電子申請の場合であって、追加支給決定を行う場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される追加支給決定通知書により通知する。）。

支給要件を満たさないものと判定された建設事業主等については、助成金の不支給を決定する。

不支給の決定をしたときは、「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））不支給決定通知書」（建作様式第7号）により当該建設事業主等に通知する（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される不支給決定通知書により、当該事業主又は事業主団体に通知する。）。

その他、第1共通要領の0801により支給決定の取消を行う場合は、「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））支給決定取消及び返還通知書」（建作様式第8号）により当該建設事業主等に通知する（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定取消及び返還通知書により当該事業主又は事業主団体に通知する。）。

また、不支給の決定又は支給決定の取消し理由が不正受給である場合は、「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））不支給措置期間通知書」（建作様式第9号）を当該建設事業主等に通知するものとする（電子申請の場合は、雇用関係助成金ポータルから出力される支給決定取消及び不支給措置期間通知書により当該事業主又は事業主団体に通知する。）。

0800 雑則

0801 財源区分

本助成金の財源は、労働保険特別会計雇用勘定が負担する。

0900 附則

0901 施行期日

- イ 令和4年7月21日付け職発0721第15号、雇均発0721第3号、開発0721第5号「登記情報連携システムの利用に係る関係通達の改正について」による改正は、令和4年8月1日から施行する。
- ロ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年6月26日から施行する。
- ハ 令和6年3月1日付け職発0301第2号「雇用安定事業の実施等について（人材確保等支援助成金作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）関係）」による改正は、令和6年3月1日から施行する。ただし、0300eに係る対象期間に限り、計画届の提出日が令和6年3月31日までの間である場合は、0401の規定にかかわらず、事前に届出のあったものとみなすことができるものとし、その場合、令和6年1月1日以降に開始された対象期間について遡及して適用する。
- ニ 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第4号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- ホ 令和7年3月31日付け職発0331第4号、雇均発0331第8号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和7年4月1日から施行する。

0902 経過措置

- イ 平成 29 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 7 号能発 0331 第 2 号雇発 0331 第 18 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 9 人材確保等支援助成金(3)建設労働者確保育成助成金の 0400a に規定する計画の届出を行った者に対する建設労働者確保育成助成金（女性専用作業員施設設置助成コース（経費助成））の支給については、なお従前の例とする。

- ロ 平成 30 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 2 号、雇均発 0331 第 3 号、開発 0331 第 3 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 12 建設労働者確保育成助成金の 0400a に規定する計画の届出を行った者に対する建設労働者確保育成助成金（作業員宿舍等設置助成コース（経費助成）、女性専用作業員施設設置助成コース（経費助成）、建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成））の支給については、なお従前の例とする。

- ハ 平成 31 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 2 号雇均発 0329 第 6 号開発 0329 第 58 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に改正前の第 2 各助成金別要領 8 人材確保等支援助成金（9）の作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）0400 に規定する計画の届出を行った者に対する支給については、なお従前の例とする。

- ニ 令和 2 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 10 号雇均発 0331 第 6 号開発 0331 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に計画届の提出を行った者に対する人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野））の支給については、なお従前の例とする。

- ホ 令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する

なお、当分の間、令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第 2 助成金要領 8 (10) 作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

- ヘ 令和 3 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 25 号雇均発 0331 第 5 号開発 0331 第 6 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に計画届の提出を行った者に対する人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野））の支給については、なお従前の例とする。

- ト 令和 4 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 55 号、雇均発 0331 第 12 号、開発 0331 第 44 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に計画届の提出を行った者に対する人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野））の支給については、なお従前の例とする。

- チ 令和 5 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 14 号、雇均発 0331 第 2 号、開発 0331 第 2 号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に計画届の提出を行った者に対する人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）の支給については、なお従前の例とする。

リ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

令和5年6月26日より前に計画届の提出を行った者に対する人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）の支給については、なお従前の例とする。

ヌ 令和6年3月1日付け職発0301第2号「雇用安定事業の実施等について（人材確保等支援助成金作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）関係）」による改正関連

令和6年3月1日より前に計画届の提出を行った者に対する人材確保等支援助成金作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）の支給については、なお従前の例とする。

ル 令和6年3月29日付け職発0329第8号、雇均発0329第4号、開発0329第4号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に計画届の提出を行った者に対する人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）の支給については、なお従前の例とする。

ヲ 令和7年3月31日付け職発0331第4号、雇均発0331第8号「雇用安定事業の実施等について」による改正関連

この要領の施行日前に計画届の提出を行った者に対する人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）の支給については、なお従前の例とする。

別表 1

日 本 標 準 産 業 分 類 (抜粋)

大 分 類 D ー 建 設 業

総 説

この大分類には、主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。
ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。

建設工事

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること。
- (2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。

事業所

建設業の事業所は、本店(個人経営などで本店のような事務所を持たない場合は事業主の住居)、支店又はその他の事務所等で常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所とする。

なお、建設工事の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所に含めて一事業所とする。

建設業と他産業との関係

- (1) 建設材料、その他の製品を生産又は販売する事業所が、自己の生産品又は販売品を用いる建設工事(機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く)を併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業又は建設業に分類される。
- (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘、坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業〔05〕に分類される。
- (3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建設建売業(自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く)、土地分譲業(自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く)は大分類K-不動産業、物品賃貸業〔68, 69〕に分類される。
- (4) 主として試すい(錐)(鉱山用を除く)、測量又は建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業所は大分類L-学術研究、専門・技術サービス業〔742〕に分類される。
- (5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工事を自己建設(維持補修を除く)で行うもの以外は大分類L-学術研究、専門・技術サービス業〔7421〕に分類される。
- (6) 石油精製、科学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所は大分類L-学術研究、専門・技術サービス業〔7499〕に分類される。

中分類 06ー総合工事業

総 説

この中分類には、主として土木施設、建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所が分類される。

建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、建築物の改装又は軽微な増・改築工事を行う事業所のうち塗装工事、内装工事、給排水・衛生設備工事などの個別の工事を行う事業所は、中分類〔07, 08〕に分類される。

小 分 類 細 分 類 番 号 番 号

- | | |
|------|--|
| 060 | 管理、補助的経済活動を行う事業所 (06 総合工事業) |
| 0600 | 主として管理事務を行う本社等
主として総合工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所 |
| 0609 | その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主として総合工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場 |
| 061 | 一般土木建築工事業 |
| 0611 | 一般土木建築工事業
各種の土木施設と建築物を、いずれでも完成する能力を有する事業所をいう。
完成する能力とは、土木技術者及び建築技術者の双方を有し、かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか、又は最近において双方を施工した実績を有することである。 |

- 062 土木工事業(舗装工事業を除く)
- 0621 土木工事業(別掲を除く)
- 一般土木建築工事業に属さないで、主として堤防、護岸、水利、床固、山腹工事などによる河川・砂防・海岸・治山施設工事、ダム工事、各種の貯水池、用水池などの建設工事、各種の水路工事、かんがい排水施設工事、防波堤、岸壁・栈橋などの港湾施設工事、埋立工事、干拓工事、開墾工事、軌条敷設・停車場・鉄道土工・伏せどい・溝橋などの鉄道施設工事、地下鉄・地下工作物工事、ドック建設工事、高架道路・高架施設工事、橋りょう工事(鋼橋上部工を除く)、ずい道工事、水源施設・浄水施設・送水施設・配水施設などの上水道工事、下水管きょ・ポンプ施設・下水処理場などの下水道工事、道路工事、駐車場工事、飛行場・水上飛行場工事、運動競技場・競馬場・競輪場工事、宅地造成工事などの全て又はいずれかを行うことによって、土木施設を完成する事業所をいう。
- ただし、主として造園工事を行う事業所は細分類 0622 に、しゅんせつ工事を行う事業所は細分類 0623 に、舗装工事を行う事業所は細分類 0631 に分類される。
- ×造園工事業〔0622〕；しゅんせつ工事業〔0623〕；舗装工事業〔0631〕
- 0622 造園工事業
- 主として庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事を行う事業所をいう。
- ゴルフ場工事業
- ×造園業〔0141〕；植木業〔0141〕；整地工事業〔0621〕
- 0623 しゅんせつ工事業
- 主としてしゅんせつ工事及びしゅんせつ工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。
- 063 舗装工事業
- 0631 舗装工事業
- 主として道路舗装工事及び舗装工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。
- 道路舗装工事業
- 064 建築工事業(木造建築工事業を除く)
- 0641 建築工事業(木造建築工事業を除く)
- 主として木造建築物のみでなく、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物、鉄骨造建築物、組立鉄筋コンクリート造建築物、コンクリートブロック造建築物、プレハブ리케이션建築物(ユニット住宅を含む)、石造建築物又はれんが造建築物を完成する事業所をいう。
- 建築工事請負業；鉄骨造建築工事請負業；組立鉄筋コンクリート造建築工事業；コンクリートブロック造建築工事業；プレハブ리케이션建築工事業
- ×建築リフォーム工事業〔0661〕
- 065 木造建築工事業
- 0651 木造建築工事業
- 主として木造建築物のみを完成する事業所をいう。
- 木造住宅建築工事業
- ×木造建築リフォーム工事業〔0661〕
- 066 建築リフォーム工事業
- 0661 建築リフォーム工事業
- 主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所をいう。
- 住宅リフォーム工事業；木造建築リフォーム工事業
- ×内装工事業〔0782〕；塗装工事業〔0771〕；屋根工事業〔0761 又は 0794〕；冷暖房設備工事業〔0832〕；給排水・衛生設備工事業〔0833〕

中分類 07－職別工事業（設備工事を除く）

総 説

この中分類には、主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。

ただし、設備工事を行う事業所は中分類 08－設備工事業に分類される。

小分類細分類 番号番号

- 070 管理、補助的経済活動を行う事業所（07 職別工事業）
 - 0700 主として管理事務を行う本社等
 - 主として職別工事業の事業所を統括する本社等として、保有資機材の管理等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
 - 管理事務を行う本社・本所・支社・支所
 - 0709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
 - 主として職別工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
 - 自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場
- 071 大工工事業
 - 0711 大工工事業（型枠大工工事業を除く）
 - 主として大工工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所をいう。
 - 建築物建設について、大工工事（型枠大工工事を除く）のほかにとび工事、左官工事、屋根工事などを組み合わせて、木造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事業所は中分類 06〔0651〕に、主として型枠大工工事を行う事業所は細分類 0712 に分類される。
 - 造作大工業；堂宮大工業（総合請負をしないもの）；木造りゅう骨工事請負業
 - ×木造建築工事業〔0651〕；型枠大工工事業〔0712〕
 - 0712 型枠大工工事業
 - 主として型枠大工工事を行う事業所をいう。
 - 仮枠大工工事業
- 072 とび・土工・コンクリート工事業
 - 0721 とび工事業
 - 主として建方、足場組立、金属製仮設工事、支柱工事、ひき屋工事を行う事業所をいう。
 - 足場組立業；建方業（とび工事を主とするもの）；ひき屋工事業；メタルフォーム組立業；組立鉄筋コンクリート組立業；くい打工事業；仕事師業（とび工事を主とするもの）
 - 0722 土工・コンクリート工事業
 - 主として土工工事及び一般的なコンクリート工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所をいう。
 - 機械土工工事業；コンクリート圧送工事業；コンクリート打設工事業；仕事師業（土工工事を主とするもの）；地盤改良工事業；ウエルポイント工事業；薬液注入工事業
 - 0723 特殊コンクリート工事業
 - 主として潜かん（函）などの特殊コンクリート基礎工事、場所打ちコンクリートぐい工事、独立コンクリート煙突工事などの作業を行う事業所をいう。
 - 特殊コンクリート基礎工事業；場所打ちコンクリートぐい工事業；独立コンクリート煙突工事業；プレストレストコンクリート工事業
- 073 鉄骨・鉄筋工事業
 - 0731 鉄骨工事業
 - 主として現場で構造用鋼材の組立、びょう接、溶接工事を行う事業所をいう。
 - 橋りょう工事業
 - ×建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）〔244〕
 - 0732 鉄筋工事業
 - 主としてコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。
- 074 石工・レンガ・タイル・ブロック工事業
 - 0741 石工工事業
 - 主として現場で天然石あるいは人造石の造形、取付け仕上げを行う事業所をいう。
 - 石工業（建設工事を行うもの）；石垣築造業；道路石工事業；軌道石工事業
 - ×建築材料卸売業〔531〕；石工品製造業〔2184〕，土工工事業〔0722〕
 - 0742 れんが工事業
 - 主としてれんが工事を行う事業所をいう。
 - ×築炉工事業〔0891〕；モザイクタイル加工業〔2146〕
 - 0743 タイル工事業
 - 主としてタイル・モザイク・テラコッタ工事を行う事業所をいう。
 - ×モザイクタイル加工業〔2146〕
 - 0744 コンクリートブロック工事業
 - 主としてコンクリートブロック工事を行う事業所をいう。
 - 歩道用コンクリートブロック工事業
 - ×コンクリート製品製造業〔2123〕

- 075 左官工事業
- 0751 左官工事業
主として左官工事、モルタル工事及び吹付け工事などを行う事業所をいう。
○とぎ出し工事業；洗い出し工事業；木舞業；漆くい工事業
- 076 板金・金物工事業
- 0761 金属製屋根工事業
主として亜鉛鉄板、銅板、アルミニウム板などを用い、折板、瓦棒、波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所をいう。
○鉄板屋根ふき業；銅板屋根ふき業；アルミニウム屋根ふき業
×かわら屋根ふき業〔0794〕；スレート屋根ふき業〔0794〕
- 0762 板金工事業
主としてとい(樋)、水切、雨押、スカイライト、ブリキ煙突などの工事を行う事業所をいう。
注文を受けて板金工事用の製品を製作し、これを現場で取り付ける事業所も含まれる。
- 0763 建築金物工事業
主として面格子、装飾金物、メタルラスなどの建築金物工事を行う事業所をいう。
×金物卸売業〔5591〕；金物小売業〔6021〕
- 077 塗装工事業
- 0771 塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
主として建築物内外、建築設備、鉄塔、鉄橋その他の鋼製構築物、木柱、木べい、木橋その他の木造構築物、船舶などの塗装を行う事業所をいう。
○鋼橋塗装工事業；建築装飾工事業(塗装工事を主とするもの)；船舶塗装業
×看板書き業〔9293〕；塗料卸売業〔5321〕；道路標示・区画線工事業〔0772〕
- 0772 道路標示・区画線工事業
主として道路面の標示・区画線工事を塗装によって行う事業所をいう。
- 078 床・内装工事業
- 0781 床工事業
主としてプラスチック系床タイル、床シート、カーペット、フローリングブロックなどの取付け・仕上工事を行う事業所をいう。
○床張工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業
- 0782 内装工事業
主としてテックスその他繊維板のはり付け工事、壁紙工事、その他建築物及び船舶内部の装飾工事を行う事業所をいう。
○テックス工事業；練付工事業；壁紙工事業；室内装飾工事業
×家具小売業〔6011〕；畳卸売業〔5513〕；家具・建具卸売業〔5511〕；室内装飾繊維品卸売業〔5514〕
- 079 その他の職別工事業
- 0791 ガラス工事業
主としてガラスの取付工事のみを行う事業所をいう。
ガラスを販売するとともにその取付工事を行う事業所は含まれない。
×板ガラス卸売業〔5313〕；板ガラス小売業〔6094〕
- 0792 金属製建具工事業
主として金属製サッシ、金属製ドア、金属製シャッター、防火扉、非常階段などの取付工事のみを行う事業所をいう。
個人の注文を受けて金属製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ⅰ－卸売・小売業〔6012〕に分類される。
○金属製建具取付業
×金属扉・窓枠・くり形及び組枠製造業〔2443〕；建具小売業〔6012〕
- 0793 木製建具工事業
主として木製建具の取付工事のみを行う事業所をいう。
個人の注文を受けて木製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ⅰ－卸売・小売業〔6012〕に分類される。
○つりこみ業
×建具小売業〔6012〕；家具・建具卸売業〔5511〕；建具製造業〔1331〕
- 0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
主として屋根工事(金属製屋根工事業を除く)を行う事業所をいう。
○屋根ふき業(板金を除く)；かわら屋根ふき業；木羽屋根ふき業；とんとんぶき業；スレート屋根ふき業；かや屋根ふき業
×コンクリート製品製造業〔2123〕；金属製屋根工事業〔0761〕
- 0795 防水工事業
主としてアスファルト防水工事、モルタル防水工事などを行う事業所をいう。
○アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業
- 0796 解体・はつり工事業
主として工作物の解体又はコンクリート構造物のはつり及び破壊を行う事業所をいう。
- 0799 他に分類されない職別工事業
主として他に分類されない職別工事を行う事業所をいう。

○サンドブラスト業；潜水工事業；建設揚重業；炉解体業；カーテンウォール工事業；電気防蝕工事業

中分類 08—設備工事業

総 説

この中分類には、主として電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所が分類される。

小分類細分類 番号番号

- 080 管理、補助的経済活動を行う事業所（08 設備工事業）
- 0800 主として管理事務を行う本社等
主として設備工事業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための総務、財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理、仕入れ・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所
- 0809 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
主として設備工事業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場
- 081 電気工事業
- 0811 一般電気工事業
主として送電線・配電線工事(地中線工事を含む)、電気鉄道・トロリーカー・ケーブルカー等の電線路工事、海底電線路配線工事、しゅんせつ船電路工事、その他これらに類する工事並びに水力発電所・火力発電所の電気設備工事、変電所変電設備工事、開閉所設備工事、変流所設備工事、船内電気設備工事、電気医療装置設備工事等の設備工事を全て又はいずれかを施工する事業所をいう。
○送配電電線路工事業；電気設備工事業
- 0812 電気配線工事業
主として建築物、建造物の屋内、屋側及びその構内外の電灯照明、電力、同機器の配線工事、一般工場、事業場、会社、商店、住宅その他電灯照明電力機器の配線工事、屋外照明、アーケード、道路照明等の照明設備配線工事、一般電気使用施設の自家用受変電設備工事、配線工事、空港等の配線工事又はネオン広告塔・電気サイン広告塔・ネオン看板・電気看板等の設備並びに配線工事の全て又はいずれかを施工する事業所をいう。
○ネオン装置工事業；船内配線業
×電気機械器具小売業〔5931〕；電気機械器具卸売業〔543〕；屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）〔7311〕
- 082 電気通信・信号装置工事業
- 0821 電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
主として電話線路(ケーブルを含む)、無線電信電話空中線設備(支持柱を含む)、電信電話機械設備に関する工事又はその一部を施工する事業所をいう。
ただし、有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所は細分類 0822 に分類される。
○電話線路工事業；通信土木工事業；有線・無線電話機械設備設置工事業；電信機械設備設置工事業；無線テレビジョン放送設備設置工事業；有線・無線ラジオ放送設備設置工事業
×通信機械器具卸売業〔5432〕；有線テレビジョン放送設備設置工事業〔0822〕
- 0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業
主として有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所をいう。
- 0823 信号装置工事業
主として閉そく器、電気信号機、連動機、転てつ装置、踏切保安装置、電気信号線支持物などの信号保安装置及び火災報知機、その他の警報装置に関する工事を施工する事業所をいう。
○火災報知器工事業
×通信機械器具卸売業〔5432〕
- 083 管工事業(さく井工事業を除く)
- 0831 一般管工事業
主として冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの熱学施設及び給排水・衛生設備に関する工事を全て施工する事業所をいう。
- 0832 冷暖房設備工事業
一般管工事業に属さない、主として冷暖房設備、温湿度調節装置、換気装置、空気調節装置、乾燥装置、冷凍冷蔵装置、製氷装置、冷却塔などの工事を施工する事業所をいう。
○温湿度調節装置・乾燥装置工事業；冷凍冷蔵・製氷装置工事業
- 0833 給排水・衛生設備工事業
一般管工事業に属さない、主として建築物、工場など各種施設の給水設備(井戸ポンプを

- 含む)、排水設備、給湯設備、消火設備、水洗便所、ちゅう房設備、汚水汚物処理装置、汚物浄化槽、じんかい処理装置などの設備工事を施工する事業所をいう。
○給水設備工事業；排水設備工事業；消火設備工事業；井戸ポンプ工事業
×衛生用陶磁器卸売業〔5319〕
- 0839 その他の管工事業
主としてガス導管配管、ガス内管配管、送油管配管、プラント配管、その他の配管工事を
行う事業所をいう。
○ガス配管工事業；配管工事業
- 084 機械器具設置工事業
- 0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
主として機械装置のすえ付基礎工事、機械装置のすえ付け、組立、解体などの工事を施工
する事業所をいう。
○収じん(塵)装置工事業；索道架設工事業；計装工事業；自動ドア設置工事業；自動改札機
設置工事業
- 0842 昇降設備工事業
主としてエレベータ、エスカレータなどの昇降設備に関する建設工事を施工する事業所
をいう。
- 089 その他の設備工事業
- 0891 築炉工事業
主として溶鉱炉、平炉、石灰窯、れんが窯、融解窯、じんあい(塵埃)焼却炉、火葬場の炉、
火力発電所などのボイラなど各種の窯炉建設工事を施工する事業所をいう。
- 0892 熱絶縁工事業
主として管、ボイラ、その他の熱絶縁工事を施工する事業所をいう。
○保温保冷工事業；ボイラ熱絶縁工事業
- 0893 道路標識設置工事業
主として道路において標識設置工事を施工する事業所をいう。
- 0894 さく井工事業
主としてさく井、観測井・環元井、温泉の掘さく、浅井戸の築造、揚水設備の設置などの
工事を施工する事業所をいう。
○さく井工事業；井戸掘業
×原油採取業〔0531〕；天然ガス採取業〔0532〕

建設業法における建設業の範囲

No. 1

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設備工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設備工事、給排気機器設備工事、揚排水機器設備工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園地工事、水景工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事を伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水道処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴射、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

別表3

認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧

1 普通職業訓練

① 普通課程

訓 練 科		訓 練 期 間
訓 練 系	専 攻 科	
園芸サービス系	造園科	1 年
金属加工系	塑性加工科	〃
〃	溶接科	〃
〃	構造物鉄工科	〃
木材加工系	木工科	〃
電力系	電気工事科	〃
〃	送配電科	〃
機械整備系	建設機械整備科	〃
石材加工系	石材加工科	〃
建築施工系	木造建築科	〃
〃	枠組壁建築科	〃
〃	とび科	〃
〃	鉄筋コンクリート施工科	〃
〃	プレハブ建築科	〃
〃	建築設計科	〃
建築外装系	屋根施工科	〃
〃	スレート施工科	〃
〃	防水施工科	〃
〃	サッシ・ガラス施工科	〃
〃	建築板金科	〃
建築内装系	畳科	〃
〃	インテリア・サービス科	〃
〃	床仕上施工科	〃
〃	表具科	〃
建築仕上系	左官・タイル施工科	〃
〃	築炉科	〃
〃	ブロック施工科	〃
〃	熱絶縁施工科	〃
設備施工系	冷凍空調設備科	〃
〃	配管科	〃
〃	住宅設備機器科	〃
土木系	さく井科	〃
〃	土木施工科	〃
〃	測量・設計科	〃
揚重運搬機械運転系	クレーン運転科	〃
〃	建設機械運転科	〃
塗装系	建築塗装科	〃

② 短期課程のうち各技能士コース

イ 一級技能士コース

訓 練 科		訓 練 時 間		
		150 時間	120 時間	100 時間
1 造	造			○
2 さ	さ			○
3 鉄	鉄		○	
4 建	建		○	
5 建	建	○		
6 冷	冷			
7 建	建		○	
8 石	石		○	○
9 建	建			○
10 か	か			○
11 と	と			○
12 左	左			○
13 築	築			○
14 プ	プ			○
15 タ	タ			○
16 畳	畳		○	○
17 配	配			○
18 厨	厨			○
19 型	型			○
20 鉄	鉄			○
21 コ	コ			○
22 防	防			○
23 内	内			○
24 ス	ス			○
25 熱	熱			○
26 カ	カ		○	
27 サ	サ		○	
28 ガ	ガ			○
29 ウ	ウ			○
30 建	建	○		○
31 表	表			○
32 塗	塗			○

ロ 二級技能士コース

訓 練 科		訓 練 時 間		
		150 時間	120 時間	100 時間
1 造	造			○
2 さ	さ			○
3 鉄	鉄		○	
4 建	建		○	
5 建	建	○		
6 冷	冷			
7 建	建		○	○
8 石	石		○	
9 建	建			○
10 か	か			○
11 と	と			○
12 左	左			○
13 築	築			○
14 プ	プ			○
15 タ	タ			○
16 畳	畳		○	○
17 配	配			○
18 厨	厨			○
19 型	型			○
20 鉄	鉄			○
21 コ	コ			○
22 防	防			○
23 内	内			○
24 ス	ス			○
25 熱	熱			○
26 カ	カ		○	
27 サ	サ		○	
28 ガ	ガ			○
29 ウ	ウ			○
30 建	建	○		○
31 表	表			○
32 塗	塗			○

ハ 単一等級技能士コース

訓 練 科	訓 練 時 間
1 枠 組 壁 建 築 科	○
2 れ ん が 積 み 科	○
3 エーエルシーパネル施工科	○
4 コンクリート積みブロック施工科	○
5 浴 槽 設 備 施 工 科	○
6 樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工 科	○
7 パ ル コ ニ ー 施 工 科	○
8 路 面 標 示 施 工 科	○

③ 短期課程のうち管理監督者コース

教科の科目	訓練時間
監督者訓練 1 科 (仕事の教え方)	10 時間
監督者訓練 2 科 (改善の仕方)	10
監督者訓練 3 科 (人の扱い方)	10
監督者訓練 4 科 (安全作業のやり方)	12
監督者訓練 5 科 (訓練計画の進め方)	40
監督者訓練 6 科 (問題解決の仕方)	40 座学 20 職場実習 20

④ 短期課程のうち別表第 4 に定めるもの

訓練科目	訓練期間
板金科	6 月
製材機械整備科	〃
建設機械整備科	〃
石材機械整備科	〃
建築設計科	〃
とびこ	〃
ブロック建築科	〃
配管科	〃
さく井科	〃
建設設備科	〃
プレハブ建築科	〃
土木科	〃
ボイラー運転科	〃
クレーン運転科	〃
建設機械運転科	3 月
玉掛け科	2 月

⑤ 上記以外の短期課程

教科の科目	訓練時間
訓練の対象となる労働者の技能の程度に応じてその職業に必要な技能を修得させるために適切と認められるものであること。 ただし、経理事務（建設業経理事務士、建設業経理士に係る訓練は除く。）、営業販売的な要素を持った訓練は除く。	12 時間以上

2 高度職業訓練

① 専門課程

訓練科		訓練期間
訓練系	専攻科	
居住システム系	住居環境科	2 年
〃	建築科	〃
〃	建築物仕上料科	〃
〃	建築設備科	〃
〃	インテリア科	〃
土木システム工学科		2 年

3 指導員訓練

① 研修課程

教科	訓練時間
指導方法、専門学科 又は実技	12 時間以上

(注) 訓練時間は、標準を示すものであること。

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成））の計画届に添付する書類

申 請 書 の 名 称	添 付 書 類						
1 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））計画（変更）届（建作様式第2号の3） ※ 電子申請の場合は、「計画届（女性専用作業員施設設置経費助成）」、「計画変更届（女性専用作業員施設設置経費助成）」	1 当該建設工事現場における建設工事を施工主から受注したことが分かる書類 2 賃借する作業員施設の図面、パンフレット、建設工事現場における配置図、賃貸借契約書の写し 3 女性専用作業員施設等及び費用 内訳書（建作様式第2号の3別紙） 4 その他管轄労働局長が必要と認める書類						
2 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（訓練施設設置経費助成））計画（変更）届（建作様式第1号） ※ 電子申請の場合は、「計画届（訓練施設設置経費助成）」、「計画変更届（訓練施設設置経費助成）」	1 職業訓練法人の定款又は規約、構成員内訳表（建作別様式第1号）及び受講者を限定せず広く募集していることがわかる書類（ホームページの写し、募集パンフレット等） 2 職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書（建作様式第1号別紙1） 3 職業訓練施設設置等計画内訳書（建作様式第1号別紙2） 4 平面図等 5 新たに認定職業訓練を実施する場合、都道府県知事あての職業訓練認定申請書・知事からの認定通知（既に認定された場合） 6 計画の変更を行う際は、変更後の職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書（建作様式第1号別紙1） 7 その他管轄労働局長が必要と認める書類						
3 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舍等経費助成）（石川県））計画（変更）届（作業員宿舍）（建作様式第2号の4） 4 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舍等経費助成）（石川県））計画（変更）届（賃貸住宅）（建作様式第2号の5） 5 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作	1. 共通 (1) 建設事業を行っている事業主であることがわかる書類 (2) その他労働局長が必要と認める書類 2. 作業員宿舍の賃借を行う場合 (1) 賃借する宿舍の案内図、配置図、各階の平面図及び各居室の寄宿員数表 (注) 上記の案内図等の縮尺は次表によること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>書 類 名</th><th>明 示 す べ き 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案 内 図 (縮尺1/200～1/600)</td><td>方位、通路及び目標となる地物</td></tr> <tr> <td>配 置 図 (縮尺1/200～1/600)</td><td>縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員</td></tr> </tbody> </table>	書 類 名	明 示 す べ き 事 項	案 内 図 (縮尺1/200～1/600)	方位、通路及び目標となる地物	配 置 図 (縮尺1/200～1/600)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
書 類 名	明 示 す べ き 事 項						
案 内 図 (縮尺1/200～1/600)	方位、通路及び目標となる地物						
配 置 図 (縮尺1/200～1/600)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員						

業員宿舎等経費助成) (石川県))計画(変更) 届〔作業員施設〕(建作様 式第2号の6)		平 面 図 (縮尺 1/50～1/200)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの 位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位 置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
		断 面 図 (縮尺 1/20～1/200)	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさ しの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
		(注) 1 各図面の大きさは、日本産業規格B列3番とする。 2 用紙の規格から、上記書類名欄に定める縮尺により難しいときは、適宜の縮尺により作成して差し支えないこと。 3 1級、2級建築士又は木造建築士が設計した図面に限る。	
		(2) 賃貸借契約書の写し (3) 寄宿予定者名簿 (4) 作業員宿舎を利用する工事の請負契約書の写し (複数の工事に利用される場合は全ての工事について提出すること) (5) 作業員宿舎が一定期間以上利用される旨の疎明書 (利用予定の工事名、工事期間を記載すること) (6) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し (同法の適用を受けるもののみ。) (7) 建設業附属寄宿舎規程に関する労働基準監督署への届出の写し (規程の適用を受けるもののみ。)(受付印のあるもの。) 3. 賃貸住宅の賃借を行う場合 (1) 公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等に申し込んでいる求人票の写し (2) 賃貸借契約書の写し 4. 作業員施設の賃借を行う場合 (1) 賃借する施設の案内図、配置図、各階の平面図(カタログ可) (2) 賃貸借契約書の写し (3) 施設等及び費用 内訳書(建作様式第2号別紙)	

別表 5

人材確保支援等助成金（作業員宿舎等設置助成コース）の支給申請書に添付する書類

申請書の名称	添付書類
1 人材確保等支援助成金 （作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））支給申請書（建作様式第5号の3） ※ 電子申請の場合は、「支給申請書（女性専用作業員施設設置経費助成）」	1 賃貸借契約書その他の書類 2 当該作業員施設に係る図面及び写真（正面、内部、当該施設を含む建設工事現場全体を撮影したもの） 3 「女性専用作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号の5）」 4 当該建設工事に係る工事工程表など工事計画の実績が明示された書類 5 作業員名簿（女性建設労働者がわかるもの）その他の当該建設工事現場における毎日の作業員の就労状況が分かる資料（名簿の日付、作業員に係る氏名、所属事業所名が明示されており、女性建設労働者がわかるもの）、「下請建設事業主名簿（建作別様式第2号）」 6 「女性専用作業員施設等及び費用 内訳書」（建作様式第5号の3別紙1） 7 施工体制台帳 8 その他管轄労働局長が必要と認める書類
2 人材確保等支援助成金 （作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））支給申請書（建作様式第4号） ※ 電子申請の場合は、「支給申請書（訓練施設等設置経費助成）」	○職業訓練施設の場合 新築、増改築、修繕又は購入の区別に応じ次の書類 1 新築、増改築又は修繕 （1）職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙） （2）工事請負契約書（工事費内訳書を含む。）及び新築、増改築又は修繕に要した総費用の領収書の写し （3）職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに各教室及び各実習場の写真（増改築又は修繕の場合は増改築又は修繕に係る部分の写真） 2 購 入 （1）職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙） （2）売買契約書の写し及び購入に要した費用の領収書の写し （3）職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真並びに各教室実習場の写真 ○職業訓練設備の場合 1 職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（建作様式第4号別紙） 2 所用費用の領収書の写し ○共通 1 都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し 2 都道府県知事からの認定通知の写し 3 その他管轄労働局長が必要と認める書類

3 人材確保等支援助成金 (作業員宿舎等設置助成 コース(建設分野)(作業員 宿舎等経費助成)(石川 県))支給申請書〔作業員宿 舎〕(建作様式第5号の4) 4 人材確保等支援助成金 (作業員宿舎等設置助成 コース(建設分野)(作業 員宿舎等経費助成)(石川 県))支給申請書〔賃貸住 宅〕(建作様式第5号の5) 5 人材確保等支援助成金 (作業員宿舎等設置助成コ ース(建設分野)(作業員宿舎 等経費助成)(石川県))支給 申請書〔作業員施設〕(建作様 式第5号の6)	1. 作業員宿舎の賃借をした場合 (1) 作業員宿舎の正面から撮影した全体の写真 (2) 人材確保等支援助成金(作業員宿舎等設置助成コース)(建設分野) (作業員宿舎等経費助成)(石川県))作業員宿舎利用実績確認シート (建作様式第5号別紙2) (3) 入居した建設労働者の名簿 (4) 作業員宿舎を利用する工事の請負契約書(写し) ※計画届の提出時から新たに加わった分のみ。 (5) 入居した建設労働者の勤務実態が分かる資料 (6) 支給決定後の作業員宿舎の利用状況が分かる資料 ※支給決定された日の翌年度末までに提出すること (7) その他管轄労働局長が必要と認める書類 2. 作業員施設の賃借をした場合 (1) 現場福利施設の案内図、配置図及び平面図 (2) 各月の賃借料の領収書(写し) (3) 現場福利施設の正面及び内部の写真 (同写真は、第1回目の支給申請書に添付すればよい。) (4) 「作業員宿舎・作業員施設使用状況報告書(建作別様式第4号)」 (5) 「施設等及び費用 内訳書(建作様式第5号別紙)」 (6) その他管轄労働局長が必要と認める書類 3. 賃貸住宅の賃借をした場合 (1) 賃借する住宅の配置図、平面図(カタログ可) (2) 賃貸物件の所有者との賃貸借契約書の写し (所有者が転貸借することの承諾をしている旨の記載があるものに限る) (3) 各月の賃借料の領収書の写し (4) 新たに採用した労働者に係る公共職業安定所又は民間職業紹介事業者 等からの紹介状の写し (5) 新たに採用した労働者の労働条件通知書又は雇用契約書 (6) 新たに採用した労働者の雇用保険被保険者資格取得届 (7) 住民票(転居前後の住所が記載されたもの) (8) 住民票に記載された住所間の距離が60km以上離れていることがわかる 地図又はその他の書類 (9) その他管轄労働局長が必要と認める書類 ※(1)、(2)及び(4)～(8)について変更のない場合は、第1回目に支給申請書 を提出するときに添付するだけでよい。
6 人材確保等支援助成金 (作業員宿舎等設置助成 コース(賃金向上助成))支 給申請書(建作様式第5 号) ※電子申請の場合は、「支 給申請書(賃金向上助成)」	1 賃金要件確認シート(建作様式第5号の3別紙2) 2 賃金の増額改定前後の雇用契約書及び賃金の増額改定前後3か月の賃金台 帳等賃金の支払状況が分かる書類